

離婚・親権を巡る調停や訴訟の場合で、当事者が、相手方と子供との多数回の面会などを約束する「共同養育計画書」を自ら提案する試みが注目されている。相手に大幅に譲歩することで、子供が父母の双方と関わりやすくする狙いがあり、計画書の内容を認める判決も出ている。

内容認める判決も

△自分が親権を得られれば、妻に息子2人との面会交流を年50日程度認める。面会の実現に協力する▽妻との間で、離婚と幼い息子2人の親権を争って裁判中の兵庫県の男性(38)が7月、大阪高裁にこんな計画書を提出した。

妻は2年前、息子たちを連れて実家に帰ったまま戻らなかった。1審の家裁は「親権は妻にある」と判断し、男性と息子たちとの面会は年8回とされた。計画書は、男性が控訴後、作成したものだ。

男性は2年間、息子たちに会わせてもらえず、妻へのわだかまりは消えていないが、「『両親といつでも会える』という安心感を持つてれば、子供にきつといい影響がある。できる範囲で一緒に育てていければ」と考えるようになったという。

別の家裁で長女(6)の親

配偶者に譲歩 ■ 子が両親に会いやすく

権を夫と争っている40歳代の会社員女性も近く、計画書を出す。裁判は3年に及んでおり、「娘が双方に気を使っているのがわかる。父親に会うのも娘の権利だから」と心中を明かす。

専門家によると、従来の訴訟や調停でも、当事者双方が主張や提案を行っている。しかし、共同養育計画書の場合、相手方に譲歩した上で、面会の日や方法、電話の回数などを詳細に記載するのが特徴。こうした動きは、今年3月の千葉家裁松戸支部判決後、広がり始めたという。

この裁判では、1人娘の親権が争われた。妻が「夫と娘の面会は月1回」としたのに対し、夫は、年末や妻の誕生日を含め年1000日程度の面会を妻に認める計画書を示し、「約束を破ったら親権者を妻に変更してもよい」と主張。夫は6年間、娘と離れて暮らしていたが、判決は「夫は、整った環境で周到に養育する

計画と意欲を持っている」とし、計画書の内容をほぼ認めた。年1000日程度の面会を保障した判決は異例という。

妻は控訴したが、夫の代理人の上野晃弁護士(東京弁護士会)は「裁判所はこれまで、親権をどちらに認めるかの判断にとどまり、面会交流などは重視しない傾向にあった。妻に大きく歩み寄り、子供の幸せを考えた計画が評価されたのだろう」と話す。

「確実な実行へ」 第三者関与を

一方、早稲田大の棚村政行教授(家族法)は「計画書の提出が裁判で親権を取るためのだけの戦術になり、実行されなければ本末転倒」とくぎを刺す。「共同養育の考え方は重要で、これを確実に進められるよう、第三者機関を関与させるなどの仕組みを充実させるべきだ」と指摘している。

共同養育計画

親権や監護権を持たない親と子供との面会や、養育費分担についてのルール。2012年施行の改正民法では協議離婚の場合、夫婦間で取り決めるよう定められている。「ともに子育てをすすめる」という意味を込めて近年、民法の専門家などからこう呼ばれるようになった。児童虐待や家庭内暴力のケースでは適さないとされる。

「ダイオキシン飛散はない」

汚染物問題で松井大阪知事

大阪府豊能、能勢両町の豊能郡環境施設組合によるダイオキシン汚染物の無断処分問題で、大阪府の松井一郎知事は25日、神戸市西区の最終処分場に埋め立てられる前にコンクリート固化された汚染物について第三者の調査により安全性に問題がないとの結果が得られたことを明らかにした。調査は、組合が民間の調査機関に依頼。組合から報告を受けた松井知事は報道陣に対し、「ダイオキシンの飛散はないとの結果が出た」などと説明した。

汚染物は、最終処分場からの搬出期限が月末に迫っており、組合は、撤去後の

滑走路の車管制

安全委報告書 徳島空港着

2015年4月、徳島県の徳島空港で、滑走路上に作業車両があるのに、管制官が着陸許可を出し、日航機が着陸をやり直したトラブルで、運輸安全委員会は25日、管制官が出発機の滑走路選定に気を取られ、作業車両の存在を忘れたことなどが原因とする調査報告書を公表した。

同空港は海上自衛隊と民間の航空機が滑走路を共用しており、管制業務は海上自衛隊が担当している。トラブルが発生した時間帯は離着陸が少ないため、海上自衛隊の管制官1人で業務を行っていた。報告書では、管制

トラブルは同年4月5日の午前11時頃発生。日本航空455便(ボーイング767-300型機)が着陸